



### 質問1

このたび、持分ありの社団医療法人の社員を辞め当初の出資額50万円に対し、現金で80万円の払い戻しを受けました。この場合30万円の所得がありますが、これは何所得になるのでしょうか。

**回答** 出資額を上回る払戻額は所得税法上、配当所得になります。

持分ありの社団医療法人の定款では、一般に「社員は、やむを得ない理由があるとき、事前に理事長に申しいでしうえ總會の承認を経て退社することができる。退社した社員はその払込済出資額に応じて払い戻しを請求することができる。」とされているようですが、これは、持分に応じた払い戻しを認めるものと解されます。この場合、医療法人の資産内容が良い場合には出資額を上回って払い戻しがなされることとなります。ところで、医療法人は医療法第54条において剰余金の配当を禁止されているために退社の際に出資額を超え払い戻しをすることは、この法の趣旨に抵触することになるのではないかと疑問もあります。しかし、この点については、昭和32年に厚生省医務局の見解が出されていますが、それによりますと、その法人の財産総額を基準として出資した金額に応じた金額を払い戻すことは差し支えないとされているようです。

出資額を上回って受領した30万円は、所得税法上配当所得となり、他の所得とともに総合課税されます。なお、この30万円の配当所得については20.42%の所得税が源泉徴収されます。

### 質問2

平成19年4月1日施行の改正医療法第46条の4第7項第3号によれば、監事の職務として「医療法人の業務または財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し当該会計年度終了後3ヵ月以内に社員總會または理事に提出すること。」とされました。法人税法ではこのような場合、申告期限の延長の特例があると聞きましたが、手続等も含めて説明してください。

**回答** 改正医療法により、一般の法人と同様に、医療法人においても定款および寄付行為で会計年度終了の日から3ヵ月以内に社員總會を開催する旨を定めていれば、申告書の提出期限の延長特例の適用の対象となります。

平成19年4月から施行されている改正医療法には、医療法人は会計年度終了後2ヵ月以内に事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書を作成して監事に提出、事業報告書等と監事の監査報告書を3ヵ月以内に都道府県知事に提出すること、また監事は医療法人の業務・財産状況を監査し、監査報告書を3ヵ月以内に社員總會に提出することなどが明記されました。医療法人制度改革により、医療法人の会計は一般に公正妥当と認められる会計慣行に従うもの、とする規定が盛り込まれ、監事による監査報告書の作成義務、事業報告書等の都道府県への提出、一定の者に閲覧させる義務など、医療法本法のレベルでさまざまな規律が設けられたわけです。医療法人経営の透明性確保、内部管理体制の整備が求められる事の一環ですが事業報告等の作成や監査を受ける時間を考えると、会計年度終了後2ヵ月以内では決算が確定しないと思われるため、今までの決算書作成、社員總會、法人税確定申告というスケジュールでは対応できなくなるケースが生じると思われます。

法人税法では、会計監査人の監査を受けなければならないこと、その他これに類する理由で決算が確定しないため、期末後2ヵ月以内に確定申告書を提出できない場合には、延長の申請により1ヵ月の提出期限延長を認めるとしています。そして「その他これに類する理由」で2ヵ月以内に決算が確定しない法人については、法人税基本通達17-1-4で「①会計監査人の監査を必要としないが、定款において事業年度終了の日から3ヵ月以内に株主總會を開催する旨を定めている法人」と例示されています。

医療法人も一般の普通法人と同様で、医療法人社団等の定款等に、会計年度終了後3ヵ月以内に社員總會を開催する旨を定めれば、この通達の取り扱いから確定申告書の提出期限延長の特例の対象となることとなります。したがって、定款等を変更し「定時總會は毎年会計年度終了後3ヵ月以内に開催する」などと定めた上で「申告期限の延長特例の申請書」を提出すれば、申告期限は会計年度終了後3ヵ月以内と取り扱われることとなります。

延長特例の申請書は、最初に適用を受けようとする事業年度の終了の日までとされています。なお、この延長特例は災害等による延長とは異なり、一度承認を受けると、取り止めるかまたは取り消されるまでは承認の効果が継続しますので、每期承認を受ける必要はありません。